

○松原市個人情報保護条例

平成11年12月28日条例第22号

改正

平成12年3月31日条例第3号

平成12年12月26日条例第38号

平成16年12月27日条例第16号

平成17年12月19日条例第27号

平成19年3月27日条例第3号

平成21年3月27日条例第2号

平成24年10月17日条例第29号

松原市個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い（第5条—第10条）

第2節 個人情報の開示等の請求（第11条—第27条）

第3章 補則（第28条—第33条）

第4章 則則（第34条—第38条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、自己の個人情報の開示、訂正並びに利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

（2）個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。

（3）文書等 松原市情報公開条例（平成11年条例第21号）第2条第2号に規定する文書等をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、この条例の趣旨を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の届出等）

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（1）個人情報取扱事務の名称

（2）個人情報取扱事務の目的

（3）個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

（4）個人情報の対象者の範囲

（5）個人情報の記録項目

（6）個人情報の収集方法

（7）前各号に掲げるもののほか、市長の定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届出のあった事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定により届出のあった事項を一般の縦覧に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、市の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

（収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）本人の同意があるとき。

（2）法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

（3）他の実施機関から提供を受けるとき。

（4）出版、報道等により公にされているとき。

（5）個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

（6）前各号に掲げるもののほか、松原市情報公開・個人情報保護審査会（松原市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第23号）第1条松原市情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を本人以外から収集したときは、市長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない。

（1）収集の目的

（2）本人以外から収集した理由

（3）収集した個人情報の項目

4 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信仰及び信条に関する個人情報
(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(従事者の義務)

第7条 個人情報取扱事務に従事する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは職員であった者、実施機関の業務に従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）第2条に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは派遣労働者であった者、第9条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は同項の指定管理者に係る公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集した目的以外に利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
(2) 法令等の規定に基づくとき。
(3) 出版、報道等により公にされているとき。
(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不适当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

3 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるときを除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にあるものに限る。）を用いて、個人情報を提供してはならない。

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報は正確かつ最新なものとし、漏えい、滅失、改ざん及び損傷等（以下「漏えい等」という。）を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

3 第1項の漏えい等の防止措置の規定は、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものが受託した業務を行う場合及び指定管理者が公の施設の管理業務を行う場合について準用する。

(委託等の措置)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を派遣労働者に行わせようとするときは、派遣法第26条に規定する労働者派遣契約書に派遣元事業主が派遣労働者に対して、第7条の秘密保持義務規定を遵守することを周知徹底するよう明記するなど個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定は、実施機関が指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第2節 個人情報の開示等の請求

(開示請求)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有（実施機関に代わる指定管理者の保有を含む。以下この節において同じ。）している自己に係る個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 死者の個人情報は、当該死者の配偶者、子、父母その他審査会の意見を聴いた上でこれらに準ずる者と実施機関が認めるものに限り、開示請求をすることができる。

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前2項の開示請求をすることができる。

(開示してはならない個人情報)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしてはならない。

- (1) 法令等の規定により、開示することができない個人情報
(2) 第三者に関する情報が含まれる情報であつて、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を害するもの

(開示しないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしてはならないことができる。

- (1) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであつて、開示しないことが適当であると認められるもの
(2) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの

(3) 実施機関が国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）の機関

と協力して行う事務又は実施機関が国等の機関から依頼、協議等を受けた事務に関する個人情報であって、開示することにより、その協力関係に著しい支障があるもの
(4) 実施機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、涉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障があるもの
(5) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上開示しないことが適当であると認められる個人情報

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示が請求された個人情報に次に掲げる個人情報が記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって開示の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該個人情報の開示を行わなければならない。

(1) 第12条各号のいずれかに該当する個人情報

(2) 前条各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされるもの

(個人情報の存否に関する情報)

第15条 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているかどうかを答えるだけで、第12条及び第13条の規定により保護されるべき利益が第12条及び第13条の規定により個人情報の開示をしないこととされる個人情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

(開示請求の方針)

第16条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該開示請求をする権利を有する者であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関（議会にあっては、議長をいう。以下この条、次条、第21条及び第24条において同じ。）は、前条第1項の規定による開示請求があったときは、当該請求のあった日から15日以内に当該請求に係る開示を行うかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）を行わなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び決定を行うことができる時期を開示請求者に通知しなければならない。

3 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、当該開示請求のあった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前2項の規定にかかるらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報の相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残りの部分については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、第1項の期間内に、前項後段の規定の例により、開示請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の開示決定等を行ったときは、速やかに、当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定を行ったときは、その理由を記載した書面により、同項に規定する通知を行わなければならない。

6 第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が開示決定等を行わないときは、開示請求者は、開示をしないこととする決定があつたものとみなすことができる。

(開示の実施)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに、個人情報の開示を行わなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示することにより、当該個人情報が記録された文書等が汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき又は第14条の規定による開示をするときその他合理的な理由があるときは、当該文書等を複写又は当該文書等から出力若しくは採録したものにより個人情報の開示を実施するものとする。

3 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。

(訂正の請求)

第19条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報について、事実の誤りがあると思料するときは、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による請求（以下「訂正請求」という。）があつた場合において、訂正請求の内容が事実であると認めるときは、速やかに当該誤りの訂正をしなければならない。ただし、訂正につき法令等に特別の定めがあるとき又は実施機関に訂正の権限がないときは、訂正をすることはできない。

3 第11条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方針)

第20条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る個人情報の箇所及びその内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、前条の規定による訂正請求があつたときは、当該請求のあつた日か

ら30日以内に当該訂正請求に係る訂正を行うかどうかの決定（以下「訂正決定等」という。）を行わなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の訂正決定等を行うことができないときは、当該期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び決定を行うことができる時期を訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかるらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、前項後段の規定の例により、訂正請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の訂正決定等を行ったときは、速やかに、当該決定の内容を訂正請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の場合において、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定を行ったときは、その理由を記載した書面により、同項に規定する通知を行わなければならない。

6 第17条第6項の規定は、訂正決定等について準用する。

（利用停止の請求）

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

（1）当該個人情報を保有する実施機関により、第6条第1項の規定に違反して収集されているとき又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

（2）第8条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 実施機関は、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第11条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止請求の方法）

第23条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

（1）氏名及び住所

（2）利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

（3）利用停止請求の趣旨及び理由

（4）前3号に定めるもののほか、市長が定める事項

2 第16条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

（利用停止請求に対する決定等）

第24条 実施機関は、前条の規定による利用停止請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に当該利用停止請求に係る利用停止を行うかどうかの決定（以下「利用停止決定等」という。）を行わなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の利用停止決定等を行うことができないときは、当該期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び決定を行うことができる時期を利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかるらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、前項後段の規定の例により利用停止請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の利用停止決定等を行ったときは、速やかに、当該決定の内容を利用停止請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の場合において、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部を利用停止しない旨の決定を行ったときは、その理由を記載した書面により、同項に規定する通知を行わなければならない。

6 第17条第6項の規定は、利用停止決定等について準用する。

（是正の申出）

第25条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると思料するとき（利用停止請求ができる場合を除く。）は、当該個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第11条第2項及び第3項の規定は、是正の申出について準用する。

3 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

（1）氏名及び住所

（2）是正の申出に係る個人情報の箇所及び内容並びに是正を求める取扱いの内容

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

4 第16条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

5 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに当該是正の申出に対する処理を行い、当該処理内容（当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その内容を含む。）を当該是正の申出をした者に書面により通知しなければならない。

6 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、審査会の意見を聞くことができる。

（費用の負担）

第26条 個人情報の写しの交付又は送付を請求した者は、当該個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（救済手続）

第27条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に当該不服申立てに対する決定又は裁決について諮詢しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

3 処分庁又は審査庁は、前項の規定による諮詢に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

第3章 補則

（苦情の処理）

第28条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

（市長の調整）

第29条 市長は、他の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言を行い、その他必要な調整をすることができる。

（運用状況の公表）

第30条 市長は、毎年1回この条例の運用状況について公表するものとする。

（他の制度との調整）

第31条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査に係る調査票情報及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同法附則第9条第3項ただし書に規定する専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分以外の部分に記録されている情報を除く。）に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに同法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報

(2) 図書館その他図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 他の法令等（松原市情報公開条例を除く。）の規定により、個人情報の開示、訂正又は利用停止その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

（出資法人）

第32条 市が出資する法人（市長が定める者に限る。）は、その管理する個人情報について、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

（施行の細目）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 罰則

第34条 職員若しくは職員であった者、派遣労働者若しくは派遣労働者であった者、第9条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は同項の指定管理者に係る公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成した文書等をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第35条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た文書等に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第36条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画及び電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第37条 前3条の規定は、松原市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第6号、同条第4項ただし書及び第7条第1項第6号中審査会の意見を聴くことに関する部分の規定は、平成12年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理若しくはこれに係る電子計算機の結合は、この条例の規定により行ったものとみなす。

3 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報取扱事業についての第5条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。

附 則（平成12年条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第38号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に改正前の第10条第1項及び第17条第1項の規定によりなされた請求、第20条第1項の規定によりなされた申出並びに第22条第1項の規定によりなされた不服申立てについては、なお従前の例による。

3 改正後の第4章の規定は、施行日以後になされた同章に規定する罪について適用する。

。附 則（平成17年条例第27号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第29号）

この条例は、平成24年10月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。